

月額掛金

※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

保険年齢	性別	1口	2口	3口
15歳～60歳	男性	1,800円	3,600円	5,400円
	女性			
61歳～65歳	男性	3,220円	6,440円	9,660円
	女性	2,299円	4,598円	6,897円
66歳～70歳	男性	4,158円	8,315円	12,473円
	女性	2,655円	5,310円	7,965円
71歳（更新のみ）	男性	4,981円		
	女性	3,179円		
72歳（更新のみ）	男性	5,321円		
	女性	3,392円		
73歳（更新のみ）	男性	5,802円		
	女性	3,662円		
74歳（更新のみ）	男性	6,337円		
	女性	3,953円		
75歳（更新のみ）	男性	6,937円		
	女性	4,257円		

※掛金は更新日（2024年5月1日）の年齢に応じて上記のとおりとなります。なお、中途加入者の年齢計算基準日も更新日（2024年5月1日）となります。（年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切り上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切り捨てます。）

※掛金は定期保険（団体型）の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

	法人の場合	個人事業主の場合
税法上のお取扱い	法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。（法基通9-3-5）（所基通36-31の2）	個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。（直審3-8）（所基通36-31の2）

記載の税務についてのお取扱いは2024年1月現在の税務に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

加入者（被保険者）のみなさまへ 定期保険（団体型）は契約者：郡山商工会議所、被保険者：当商工会議所会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者：当商工会議所の会員という契約形態による、保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。
生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。 生命保険契約者保護機構 https://www.seihohogo.jp/ TEL 03-3286-2820

生命共済加入でお得な特典！

※これらの特典は商工会議所独自の給付制度に付帯してご提供しています

他にもお得な加入者特典あり! 詳しくはこちら▶

スパリゾートハワイアンズ 入場券（優待販売）

一口につき年間10枚まで

通常 3,570円 ▶ **800円**

ご購入の際は、郡山商工会議所窓口までお越しください。（平日のみのお取扱いとなります）

ご宿泊の場合 チケット購入後のご予約で規定料金より **30%OFF**

利用日数分のチケットが必要となります。（例：1泊2日 → 2枚）

健康診断の受診料助成

通常健診料より **15%割引**

●成人病検診をはじめ、各種ガン検診も受診できます！
●10月～翌2月の日程で実施いたします。（人数に限りがございます）
※詳細については2024年8月頃ご案内いたします。

ご加入者限定バスツアー

生命共済加入者限定で、バスツアーを実施しております。開催時期、目的地等詳細につきましては、当所会報及びホームページ等にてご案内いたします。

東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券（無料配布）

パークチケット及びディズニーホテル宿泊料 **2,000円OFF**

※配布時期・枚数等詳細については当所会報及びホームページ等にてご案内いたします。

フレンド会（加盟店舗 約400店）

生命共済加入者の皆様に「フレンド会カード」をお渡しします。お食事やお買い物などの際にカードをフレンド会加盟店に提示していただくと、さまざまな特典が受けられます。

こおりやま 店ナビ

加盟店の情報は「こおりやま店ナビ」のサイト・アプリでご覧いただけます。

詳しくはこちら

アクサの付帯サービス

●人間ドック・PET検診サービス 無料で予約代行 **優待価格**

●健康電話相談サービス 専門の相談員が24時間対応 **相談料・通話料無料**

●健診機関紹介・取次サービス
●ストレスチェック機関紹介・取次サービス
●メンタルサポートサービス
●禁煙外来紹介サービス

「生命共済」ご加入のみならずとご家族でご利用いただけます。サービスのご利用方法等の詳細は、アクサ生命ホームページ（<http://www.axa.co.jp/>）をご覧ください。



【個人情報のお取扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

①ご加入者の個人情報（氏名・性別・生年月日等）は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所（事業主）から当商工会議所に提供されます。

②当商工会議所は会員事業所（事業主）より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している定期保険（団体型）契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社（以下、「アクサ生命」という）にこれを提供します。

③アクサ生命は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を、保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために使用します。また、アクサ生命は、当商工会議所をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。

④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会議所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。

⑤定期保険（団体型）契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

■このパンフレットは2024年1月時点の制度内容に基づき記載しております。制度内容は将来変更されることがあります。

【お問合せ先】 郡山商工会議所 〒963-8005 郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館 1F TEL 024-921-2637 FAX 024-921-2640 URL https://www.ko-cci.or.jp e-mail admin@entre.gr.jp 	【定期保険（団体型）引受保険会社】  アクサ生命保険株式会社 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777（代表） 【取扱店】 アクサ生命保険株式会社 郡山営業所 〒963-8005 郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館 5F TEL 024-934-1285 FAX 024-934-1543
---	--

AXA-A1-2403-0175/343

第55期 郡山商工会議所

生命共済

入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険（団体型） + 郡山商工会議所独自の給付制度（見舞金・祝金・弔慰金制度）

ご留意ください

郡山商工会議所独自の見舞金等の給付制度と同商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した定期保険（団体型）*を組み合わせた保障プラン名称が生命共済です。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

*入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険（団体型）

経営者・従業員の「万が一」に備えて安心保障！

業務内外問わず365日24時間保障！

短期入院も給付！

75歳まで継続加入可能！

剰余金があれば配当金も！

医師の診査不要！

商工会議所独自の給付制度も！

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。このパンフレットはお申込みいただいた後も大切に保管してください。

 郡山商工会議所



3つの一時金

①ガン入院一時金
②6大生活習慣病入院一時金
③ガン先進医療一時金



短期入院も給付対象

災害入院1日以上から
病気入院3日以上から 対象



75歳まで
継続加入が可能



業務上・業務外問わず
365日・24時間保障



医師の診査不要

※告知による簡単な
手続きで加入可能



配当金

剰余金があれば
配当金としてお返し
(1年ごと)



商工会議所独自の
給付制度、
加入者特典が充実



税法上のお取扱い
掛金

法人様 個人事業主様
↓ ↓
全額損金 従業員分は必要経費
(法基通9-3-5) (直審3-8)

保障内容

●主契約：定期保険（団体型）
●特約：入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

●2022年度給付実績
死亡・高度障害・入院・治療 給付金 総額 **68,039,200** 円

お支払事由		1口	2口	3口
死亡	不慮の事故により死亡したとき 〈死亡保険金（主契約）＋災害保険金〉	750万円	1,500万円	2,250万円
	上記以外の事由により死亡したとき 〈死亡保険金（主契約）〉	150万円	300万円	450万円
高度障害	不慮の事故により 高度障害状態*1のいずれかになったとき 〈高度障害保険金（主契約）＋災害高度障害保険金〉	750万円	1,500万円	2,250万円
	傷害または疾病により 高度障害状態*1のいずれかになったとき 〈高度障害保険金（主契約）〉	150万円	300万円	450万円
入院・治療	不慮の事故により1日以上入院をしたとき （同一事故による入院は、更新前の入院日数を含み、通算60日限度） 〈入院給付金〉	1日につき 4,800円	1日につき 9,600円	1日につき 14,400円
	ガン*2で1日以上入院をしたとき （1年に1回限度） 〈ガン入院一時金〉	40,000円	80,000円	120,000円
	6大生活習慣病*3で1日以上入院をしたとき （1年に1回限度） 〈6大生活習慣病入院一時金〉	20,000円	40,000円	60,000円
	ガン*2の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき 〈ガン先進医療一時金〉	100,000円	200,000円	300,000円

※ 保険期間中に加入者（被保険者）が上記お支払事由に該当されたとき、保険金などをお支払いします。

※ 災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以降に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当されたときにお支払いします。

※ 災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以降に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払いします。

※ ガン先進医療一時金について公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の医療を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があり、また随時見直しがなされています。

※ 日帰り入院（入院日数が1日）とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断します。

*** 1 お支払いの対象となる高度障害状態**

1 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2 言語またはしゃく機能を全く永久に失ったもの
3 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5 両上肢とも手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

6 両下肢とも足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7 1上肢を手関節以上で失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

*** 2 お支払いの対象となるガン**

・口唇、口腔および咽頭の悪性新生物
・消化器の悪性新生物
・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物
・骨および関節軟骨の悪性新生物
・皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物
・中皮および軟部組織の悪性新生物
・乳房の悪性新生物
・女性生殖器の悪性新生物
・男性生殖器の悪性新生物
・腎尿路の悪性新生物

・眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
・部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
・リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
・独立した（原発性）多部位の悪性新生物
・上皮内新生物
・真正赤血球増加症（多血症）
・骨髄異形成症候群
・慢性骨髄増殖性疾患
・本態性（出血性）血小板血症
・ランゲルハンス細胞組織球症

*** 3 お支払いの対象となる6大生活習慣病**

・糖尿病 ・心疾患 ・高血圧性疾患 ・脳血管疾患 ・肝硬変
・慢性腎不全

郡山商工会議所独自の給付制度の内容

●2022年度給付実績
見舞金・祝金・弔慰金 総額 **23,680,500** 円

給付制度の内容		1口	2口	3口
見舞金	入院見舞金〔病気〕 （保険期間中1回限度・3日以上30日まで）	1日につき 1,500円	1日につき 3,000円	1日につき 4,500円
	通院見舞金〔災害(事故・ケガ)〕 （保険期間中2回限度・5日以上25日まで）	1日につき 1,500円	1日につき 3,000円	1日につき 4,500円
祝金	成人祝金	一律	10,000円（1年継続加入後）	
	結婚祝金	一律	10,000円（1年継続加入後）	
	出産祝金	一律	10,000円（1年継続加入後）	
	古希健康祝金	一律	10,000円（5年継続加入後）	
弔慰金	一親等親族死亡弔慰金	一律	5,000円	

電報サービス	祝電 または 弔電
--------	-----------

郡山商工会議所独自の給付制度について

※詳細は、「独自の給付制度」規約をご確認ください。

① 郡山商工会議所独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。

② 本給付制度は、主契約の加入日と同時に効力を有し、主契約が効力を失った場合には、同時に効力を失います。

③ 入院見舞金は1保険期間中、通算30日までを限度とし、請求は1回までとします。なお、2日以内の入院は対象外です。また、定期保険（団体型）からの死亡保険金、高度障害保険金の支払給付があった場合は、支給されません。※1保険期間において同一疾病で転院または2回以上入院した場合は、通算した1回の入院とみなします。また、検査入院、正常出産、歯科治療は対象外とします。

④ 通院見舞金は1保険期間中、通算25日までを限度とし、請求は2回までとします。なお、4日以内の通院は対象外です。また、定期保険（団体型）からの災害保険金、災害高度障害保険金の支払給付があった場合は、支給されません。※**整骨・接骨院等（整体・鍼灸・あんま・マッサージ等）への通院は、災害(事故・ケガ)を原因とした治療の場合対象となります。ただし、災害を証明できる資料(事故証明書や医師の診断書等)の添付が必要となります。なお、関節炎・腱鞘炎・腰痛等の災害(事故・ケガ)を原因としない日常的な通院は対象外となります。**

⑤ 見舞金請求時には、当所所定の請求書に必要事項を記入の上、証明書（診断書または領収書等で入退院、通院日数がわかるものの写し）を添付してください。

⑥ 成人・結婚・出産祝金請求時には、当所所定の請求書に証明書（戸籍抄本、運転免許証、母子手帳等、加入者本人と結婚相手・新生児の氏名・生年月日が確認できるものの写し）を添付してください。

⑦ 古希健康祝金は、5月1日更新時に保険年齢が71歳になる方が対象です。（5年以上、継続加入されている方のみ）。古希健康祝金の請求は不要です。

⑧ 弔慰金は加入者の配偶者および一親等親族が死亡した場合に支払われます。請求時には当所所定の請求書に、死亡を確認できるもの（死亡診断書等の写し）並びに加入者との続柄を証明するもの（戸籍謄本等の写し）を添付してください。

⑨ 請求は事由発生日（退院日、通院完了日、満20歳の誕生日、婚姻・出生届日、死亡日から起算します）より3年以内に限ります。※**入院・通院が翌保険期間に及ぶ場合には、翌保険期間の取扱いとなります。**

⑩ 成人・結婚・出産祝金は、加入後1年を経過した方が請求いただけます。

⑪ 加入者本人の結婚および、加入者本人・加入者の配偶者・一親等親族死亡の際は、ご連絡をいただければ電報（会頭名）を手配いたします。

⑫ 「重要事項説明書」に記載の「保険金などをお支払いできない場合について」に該当した場合は、郡山商工会議所独自の給付制度も定期保険（団体型）と同様に取扱います。

生命共済のお取扱い

■ 保険期間

保険期間は1年間（2024年5月1日～2025年4月30日）で、毎年自動的に更新されます。

■ 加入資格・条件

1. 郡山商工会議所会員（特別会員を含む）の役員・事業主・従業員（家族従業員を含む）で2024年5月1日現在年齢が14歳6ヵ月を超えて70歳6ヵ月までの方で、加入（増額）することに同意した方が加入できます。なお、70歳6ヵ月を超える方は1口限度で75歳6ヵ月まで更新のみできます。

2. 新規加入または増額を申込まれる方は、申込日（告知日）現在、正常に就業している方*4に限ります。次の留意事項を必ずお読みの方、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いします。

過去1年以内の健康状態	告知事項	①加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。
	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡（ファイバースコープ）・カテーテル・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●「継続して14日以上入院」とは、転医、転科を含めて1日も途切れず連続して14日以上入院された場合をいいます。
	告知事項	②加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
	留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。（実際の診療日数ではありません。） ●「治療」には診察、検査および食事療法・運動療法も含まれます。

別表	心臓病（心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症）、高血圧症*5、脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血）、精神障害、てんかん、肺炎腫、肺結核、すい臓炎、肝臓病（肝炎・肝硬変）、腎臓病（腎炎・ネフローゼ・腎不全）、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷
----	--

3. 当商工会議所を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんので速やかに脱退手続きをお取りください。

4. 商工会議所会員入会申込みと同時に（同日）に本共済制度のお申込みをされた場合、万一会できなかった際は本共済制度にもご加入できません。
*4 申込日（告知日）現在、正常に就業している方は加入（増額）申込日（告知日）現在、次の状態にある者を除いた方です。
・傷病により公休・休暇などで欠勤している方 ・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方（勤務の特別取扱）とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など）
*5 医師の治療・投薬の有無に関わらず、直近の血圧値が最大値150mmHg以上かつ最小値90mmHg以上に限り告知事項に該当します。

■ 加入日（効力発生日）

加入申込月の翌月1日から効力が発生します。

■ 掛金のお払込み

毎月 18日 振替（金融機関が休業日の場合は翌営業日に振替させていただきます）

初回掛金の振替ができなかった場合	翌月 2ヵ月分振替となります。	※2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。
ご加入後掛金の振替ができなかった場合	翌月 2ヵ月分振替となります。	

※2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以降の保障はなくなります。

■ 加入（増額）・脱退手続

加入（増額）の場合は、所定の加入申込書兼告知書（保険金額変更申込書兼告知書）により、当商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は当商工会議所にご連絡ください。
なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

■ 加入者票の発行

加入者に対しては「定期保険（団体型）加入者（被保険者）票」を発行します。

■ 保険金などの受取人・請求

1. 保険期間中に加入者（被保険者）がお支払事由に該当されたとき、保険金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金などのお支払事由に該当された場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。

2. 保険金などの受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者（被保険者）の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡された場合は、遺族の了解を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になったとき、不慮の事故で入院したときなどは、加入者の了解を得てご請求ください。お支払事由に該当し、保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。この場合、生命共済からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当してもその他の保険金などと同様に商工会議所独自の給付制度のお支払いはありません。

3. 商工会議所独自の給付制度の受取人は事業主です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。

■ 配当金

定期保険（団体型）部分（特約を含む）について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。【例：2022年度の配当実績は13.6%でした。】
なお、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。そのため記載の配当率は将来のお支払いをお約束するものではありません。

— 1 —

— 2 —

— 3 —